

中央図書館に係る警察からの照会に対する対応について

警察から刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書による照会があった場合に、苫小牧市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第9条第1項第5号の取扱い基準に合致している場合の対応について以下のとおり取り扱うものとする。

1 警察からの照会に対して提供する情報

個人を特定した照会に対して図書館を利用した事実に基づく下記の情報について、情報提供に応じるものとする。

- ・利用者カード登録日
- ・利用者カード登録館
- ・利用者カード発行日
- ・利用者カード再発行日
- ・利用者カード発行館
- ・利用者カード発行回数
- ・図書館最終利用日
- ・図書、視聴覚資料貸出日時（図書等の貸出中のみ）
- ・図書、視聴覚資料貸出館（図書等の貸出中のみ）
- ・図書、視聴覚資料返却期限（図書等の貸出中のみ）
- ・図書、視聴覚資料予約受付日時（図書等の予約中のみ）
- ・図書、視聴覚資料受付館（図書等の予約中のみ）
- ・図書、視聴覚資料受付方法（図書等の予約中のみ）
- ・帳票等に記入されている申請日
- ・帳票等の申請方法（窓口、FAX等）^(※1)

※1 帳票等の記載内容は、情報提供しないものとする。

2 留意事項

- (1) 保護条例第9条第1項第1号から第4号^(※2)に基づく情報提供については、保護条例第9条第1項第5号に基づく情報提供とは別に対応する。
- (2) 警察からの照会、警察への情報提供については、苫小牧市教育委員会が直接対応することとし、中央図書館から直接情報提供は行わないこととする。
- (3) 住所が異なる等の不一致がある場合は、情報提供を行わないこととする。
- (4) 図書館利用団体に属する特定の個人の利用日時（団体利用日に来館していたのか）を求められた場合は、書面等で特定の個人が来館しているか確認することができないことから、情報提供を行わないこととする。
- (5) 防犯カメラの映像は、不特定多数の利用者が映っていることから映像データの提供は行わないこととする。

※2 第1号 本人の同意があるとき。

第2号 法令等に基づくとき。

第3号 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第4号 事務の遂行に必要な限度で目的外利用する場合又は国等に外部提供する場合において、利用することに相当な理由があると認められるとき。